

## 喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住の促進を目的として、福島県外から転入し、市内に住宅を取得し定住しようとする移住者に対し、予算の範囲内において喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専ら自己の居住の用に供する部分の床面積が50平方メートル以上の家屋で、玄関、居室、浴室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えるもの（当該住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）をいう。
- (2) 新築 建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項の規定による検査済証の発行日から起算して2年を経過していないものであり、かつ、過去に居住の用に供されたことのないものをいう。
- (3) 中古 建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項の規定による検査済証の発行日から起算して2年を経過しているもの又は過去に居住の用に供されたことのあるものをいう。
- (4) 基準日 所有権保存登記日又は所有権移転登記日をいう。
- (5) 転入 当該市区町村の住民基本台帳に登録されることをいう。
- (6) 移住 次に掲げる全てを満たすことをいう。
  - ア 基準日の前日から起算して10年前の日から福島県へ転入する日（以下「転入日」という。）までの間、福島県に住民登録がないこと。
  - イ 福島県への転入日が、基準日の前日から起算して前2年（本市から委嘱を受けた地域おこし協力隊にあってはその委嘱期間を加算する。）以内又は基準日以降であること。
- (7) 定住 基準日以後5年以上継続して生活の本拠を置くことをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に新築又は中古の住宅を取得し移住した者。ただし、当該住宅の所有権が共有に属するときは、移住者及びその配偶者の持分合計が2分の1以上ある場合に限り、当該共有者の内から選任された代表者1人が補助金の交付を受けることができる。
- (2) 前号の住宅に定住すること。
- (3) 同一世帯の者全員が、市税等を滞納していないこと。

- (4) 国又は地方公共団体による本事業と同様の補助金及び公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと。
- (5) 居住地域の自治会（行政区）に加入し、地域活動に協力すること。
- (6) 同一世帯の者全員が、喜多方市暴力団排除条例（平成24年喜多方市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に所在していること。
- (2) 新たに住宅の新築又は売買に係る契約を締結し取得した住宅であり、かつ、現に居住の用に供していること。
- (3) 所有権保存登記又は所有権移転登記を完了し、かつ、補助対象者及びその配偶者の所有権持分の合計が2分の1以上であること。
- (4) 相続、贈与等により対価を伴わずに取得したものではないこと。
- (5) 補助対象者又はその配偶者の3親等以内の親族から取得したものではないこと。
- (6) 別荘その他の一時的な利用に供するものではないこと。

（補助対象経費等）

第5条 区分、補助対象経費、補助率、補助基本額及び県外移住者加算額は別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げるとおり申請するものとする。

- (1) 新築住宅にあつては、基準日から起算して6月以内に、喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (2) 中古住宅にあつては、基準日から起算して1年以内に、喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、予算の範囲内で交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付に関して必要な条件を付することができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第8条 市長は、前条第1項の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 当該補助事業により取得した住宅を補助金の基準日以後5年未満で取壊し、貸与又は売却したとき。
- (2) 補助金の基準日以後5年未満で転居又は転出したとき。ただし、やむを得ない事情により、世帯の一部が転出した場合を除く。
- (3) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。
- (4) この要綱又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の請求)

第9条 第7条第1項の通知を受けた者は、速やかに喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金請求書(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに申請者に支払わなければならない。

(報告及び調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第7条第1項の通知を受けた者等に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、第8条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき、又はその他の事由により既に交付された補助金の額が交付すべき額を超えていることが判明したときは、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

区分	補助対象経費	補助率	補助基本額	県外移住者加算額※2
新築	住宅の取得費 ※1	1 / 5 以内	40 歳以上	来てふくしま住宅取得支援事業補助金交付要綱に基づく加算金額
			40 万円	
40 歳未満				
80 万円				
中古		1 / 2 以内	20 万円	

※1 所有権が共有に属している場合は、補助対象者及びその配偶者の持分合計を乗じた額とする。

※2 来てふくしま住宅取得支援事業補助金交付要綱及び来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱に基づき、県の予算の範囲内で交付するものとする。

別表第2（第6条関係）

添付書類	
1	建築確認済証の写し（建築基準法第6条第1項第4号の区域外の地域においては、建築工事届の写し）
2	検査済証の写し（建築基準法第6条第1項第4号の区域外の地域においては、引渡日の確認ができる書類の写し）
3	図面（位置図、配置図、平面図、立面図）
4	工事請負契約書又は売買契約書の写し
5	領収書の写し又は支払済額がわかる書類
6	写真（着工前、完了後）
7	全部事項証明書（建物）の写し
8	代表者選任届（共有名義の場合のみ）（様式第3号）
9	世帯全員分の住民票の写し
10	世帯全員分の戸籍の附票の写し
11	戸籍全部事項証明書（謄本）の写し
12	転入前市町村が発行する世帯全員分の完納証明書又は納税証明書
13	住民基本台帳確認同意書（様式第4号）
14	その他市長が特に必要と認める書類

別表第3（第6条関係）

添付書類

- 1 図面（位置図、平面図）
- 2 売買契約書の写し
- 3 領収書の写し又は支払済額がわかる書類
- 4 写真
- 5 全部事項証明書（建物）の写し
- 6 代表者選任届（共有名義の場合のみ）（様式第3号）
- 7 世帯全員分の住民票の写し
- 8 世帯全員分の戸籍の附票の写し
- 9 戸籍全部事項証明書（謄本）の写し
- 10 転入前市町村が発行する世帯全員分の完納証明書又は納税証明書
- 11 住民基本台帳確認同意書（様式第4号）
- 12 その他市長が特に必要と認める書類

様式第 1 号（第 6 条関係）

喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金交付申請書

年 月 日

喜多方市長 様

郵便番号 -  
(申請者) 住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日 ( 歳)  
電話番号

喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、要綱第 3 条に規定する補助対象者の要件を満たすことを誓約し、要綱第 12 条の規定による補助金の返還を命じられた場合には市長の指示する金額を返還します。

記

補助金交付申請額	円	
住宅の所在地	喜多方市	
住宅の区分	1 新築住宅 2 中古住宅	
住宅の所有状況	1 単独名義 2 共有名義 ( )	
	住宅取得費 円	
転入日	年 月 日	
基準日	年 月 日 ※所有権保存登記日または所有権移転登記日。	
配偶者 (基準日現在)	氏名	生年月日(年齢)
		年 月 日生( 歳)

※年齢欄は基準日現在で記入すること。

様式第2号（第9条関係）

喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金請求書

年 月 日

喜多方市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け喜多方市指令地第 号で交付決定通知のあった  
喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金について、喜多方市移住者住宅取得支援事業補助  
金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号

代 表 者 選 任 届

年 月 日

喜多方市長 様

代 表 者	住 所	
	氏 名	

このことについて、上記の者を代表者として選任し、喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金に係る一切の手続きを委任します。

共 有 者 (代表者含む全員)	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	

様式第4号

住民基本台帳確認同意書

年 月 日

喜多方市長 様

申請者 住 所  
氏 名

喜多方市移住者住宅取得支援事業補助金交付要綱の各規定に関し、私の属する世帯の住民基本台帳の情報について担当職員が確認することに同意します。